

I. 検討の前提

1. ナショナル・アカデミーの必要性

- ① 学術に関する国際的な議論の場に、その国の代表として出席する主体
- ② 高度化する社会課題に対し、学術的な助言を行う主体
- ③ 学術界として社会と対話する主体
- ④ 学術の振興策についてボトムアップで提言する主体

2. 科学とナショナル・アカデミーの使命

科学は、究極的には人類一人一人と人類社会の役に立つもの（役に立つべきもの）であり、新しい知識の獲得を通じて社会の発展に貢献するとともに、その知識や専門性を社会に役立てることも求められる。政府等の合理的判断や社会課題の解決のために独立して適切に科学的助言を行うことも重要な役割である。

3. 学術会議への期待

学術会議には、すべての学問分野に開かれている強みをいかし、総合的・俯瞰的分野横断的な観点から、国民、社会、政府との対話を進めつつ、科学の発展に寄与し、その成果を国民及び社会に役立てるとともに、政府等からの独立性を保ちつつ課題解決につながる客観的で適切な学術的・科学的助言等を行うことが求められる。

現在、学術会議に関する経費が国庫の負担とされているのは、学術会議がこのような使命・目的に沿った活動をするという前提の下で、国はその活動を保障し支援する責務を負うと考えられるからである。

II. 機能と組織形態との比較

	懇談会における主な意見	法人化の場合の案 ～ 国民に近い、国民のための学術会議 ～	令和5年4月政府案（国に残る場合の案） ～ 国の機関としての学術会議 ～
組織形態に係るコンセプト	<p>学術会議に求められる機能・役割から出発して、それにふさわしい組織形態を考えるという方針で議論を進める。</p> <p>（仮に法人の方がよいということになる場合は、法人化に伴い懸念されるデメリットがあるのなら、できるだけそれを取り除くように議論していく。）</p>	<p>学術会議の使命・目的は、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献。政府等からの独立性を保ちつつ、課題解決に向けた適切な科学的助言を行うことも求められている。</p> <p>このため、「国民に近い、国民のための日本学術会議」を目指し、政府から独立した法人になることにより、独立性の制度的担保を徹底し、柔軟な組織運営を可能としつつ、国民及び社会のニーズを反映しながら活動しやすい仕組みとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 独立性の制度的担保を徹底（政府内の機関から政府とは別の組織に） ◆ 柔軟で自律的な組織運営の拡大（活動拡大、体制拡充の可能性） ◆ 会員構成の多様化、運営の透明化（グローバルスタンダードの観点からも） ◆ 国民・社会、行政以外の関係機関との対話・連携の可能性の拡大 ◆ 求められる機能を適切に発揮するために必要な財政的支援 	<p>学術会議は、国費で賄われる国の機関として独立して職務を行い、科学を行政、産業及び国民生活に反映浸透させる組織であるべきことから、国民から理解され信頼される存在であり続けることが必要。</p> <p>このため、活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の抜本強化を図るとともに、広く社会と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 政府等との密接な連携 ◆ 政府の責任による改革の断行 ◆ 会員選考に外部の目を入れること等により、活動・運営における最低限の透明性を制度的に担保 ◆ 活動及び運営、支出などについて不断の見直しを行うことを前提に、必要な経費は引き続き国庫

		◆ 第三者による評価等により、独立性・自律性を尊重しつつ、活動・運営の透明性と国民の理解・信頼を確保	の負担 ◆ 第三者による評価・検証の制度化等により、活動・運営における最低限の透明性を制度的に担保
1. 使命・目的			
	<p>○ 科学は、どういうものであれ、究極的には社会の役に立つもの。基礎科学の目的は真理の発見だが、世界の理解を深め、政治や経済の合理的判断を促進するなど、長い目で見ると社会の役に立つ、応用に結びつくことが数多くある。</p> <p>したがって、科学は真理の発見を通じて社会に様々な形で貢献するものであると言える。学術会議の活動も、国民の税金による支援を受けて活動するためには、真理の発見とそれによる社会への貢献を促進するものでなければならない。</p> <p>○ 学術を通して社会を発展させることに貢献していくことは、学術会議の非常に大きなミッション。</p> <p>○ 企業側から見ると、社会課題解決は、従来の専門性の応用だけではできない。新たな科学技術が必要であり、学術会議にはそうした研究の促進も行ってほしい。</p> <p>○ 学術会議には、我が国の研究力や国際競争力の維持・向上に貢献いただきたい。</p> <p>○ 時事的な問題や課題に対しての即応性も重要だが、学術会議には科学技術の将来を語り、それが政策にやがて取り入れられるべく議論をしていただきたい (Science for Future)。時事的な問題については、CSTI などが対応しているので、これらの組織とは違うアспектを持つことが必要。</p> <p>○ 予算を確保するには学術会議が国民や社会のニーズに沿った活動を行うことが求められている。</p> <p>○ 第2条の「科学を反映浸透させる」という目的は、上から目線で古過ぎる。大切なのは、学術会議の活動が国民の自律的な判断や自律的な生き方に資するかどうか (科学リテラシーの向上)。国はそのための機関を保障しないとイケない。</p> <p>○ 学術の目的や使命に基づいてアカデミアが努力するので、その限りにおいて国とアカデミアが契約し、その目的・使命を果たすために学術会議という組織が必要で、国がそれを責任をもって保障する、ということなのではないか。学術会議の5要件にはこの観点がないことに、現在の様々な問題が表れていると思う。</p> <p>○ 今の体制のままでその気になればできると仰っているが、Science for Science を重視するであるとか、そういう話は20年以上前から議論され続けている。</p> <p>○ より社会の負託を受けて、さまざまなステークホルダーの承認を得て、組織を自ら開拓し、大きな活動の余地を広げていく。それが最終的に学術の発展に寄与する。そしてまた、それが国民の福祉にも寄与することになるのではないか。</p>	<p>・ 我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学が国民共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類社会の福祉に資するものであるという確信に立って、世界最高のアカデミーとなることを目指し、国民の総意の下に設立される。</p> <p>・ 世界の学会と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民及び社会の福祉と発展に貢献することを目的とする。</p>	<p>改正なし (現行法と同じ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。</p> <p>第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。</p> </div>
2. 期待される機能・役割			
(1) 科学的助言			
	○ 学術会議は第一部、第二部、第三部と分かれていて様々な分野の人	・ 独立して、科学に関する重要事項を審議し、そ	・ 政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、時

	<p>が入っている。そのメリットを生かして、広い視野・学際的な立場から科学的助言を心掛けてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外アカデミーと同じように独立した組織にした方が、政府や社会に対して自由な発言、提言ができると思う。 ○ 科学的助言については、①どのような課題に対して助言すべきかを定めるプロセス、②その課題について、専門的、学術的、科学的見地から検討するプロセスの2つのプロセスがある。①については、社会や政府などの意見をタイムリーに取り入れるためのプロセスが必要であり、そのメカニズムを考えなければならないが、②については、政府・産業界と独立したプロセスであることが、その助言が科学的に信頼できるものであることにつながる。 ○ 生成 AI や処理水のような国民の関心の高いテーマについて、素早く対応することも必要ではないか。 ○ 今、社会から求められているものは何かということについてのアンテナをもっと高くすべき。 ○ デュアルユースの問題は、もう数十年前から分かっていること。なぜこんなに遅れて出してきたのか。 ○ 科学的助言を行う際、そのテーマに応じて適切な関係者から意見を聴くことが重要。ステークホルダーの意見を反映していないのではないか。 ○ 重要なことは、政府、経済界、社会などのニーズにマッチした助言を行うことにより、学術会議の存在価値を高めること。それを反映した助言は、政府、経済界、社会からの信頼の獲得に繋がる。 ○ アカデミーは政府から独立だが、だからといって両者が違う方向性で、時間軸とか、前提となる問題意識などが情報共有されていないと、せっかく出された提言であっても政策にはいかせないということになってしまう。 ○ 学術会議は、科学的助言を行うに当たり、助言を政策にいかすためのプロセスを意識しているのか。政策に反映させるためには、法制度やガイドラインのような制度に関わることを決めていくプロセスと、その実現に必要な予算を確保することの2つが必要。この点を理解した上での提言を期待したい。 ○ 科学的助言がたくさん出されているが、社会に役立てる働きかけや政策担当者にどういうふうに渡っているのかなど、具体的なその後のステップも重要。 	<p>の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、科学に関する重要事項について、政府に客観的で科学的根拠に基づく助言（科学的助言/勧告）を行うことができる。 ・ 科学的助言の審議・検討が独立して行われることは言うまでもないが、科学的助言の有効性や実現可能性を高めるためには、受け手である政府、産業界を含む社会、国民から広く意見を徴するなどの丁寧なコミュニケーション及びフォローアップが望まれる。 	<p>宜を得た質の高い科学的助言を発出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的助言を行った内容の実現に向けて、関係者との積極的な意見交換等を実施。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 二 (略) <p>第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項 <p>第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策 三 科学研究者の養成に関する方策 四 科学を行政に反映させる方策 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項 <p>第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。</p> </div>
<p>(2) 行政府以外の国の機関との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学術会議が提案している立法府への科学的助言は、ぜひやっていただきたい。そのためには日常的な議員と会員との間のコミュニケーションが必要で、さらに具体的な取り組みとして、例えば王立協会ではペアリングチーム、フランス科学アカデミーでもパートナーシップのようなプログラムを取り入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政府の一部であるよりは自由度が高まるのではないかと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本学術会議法に規定されていない。
<p>(3) ネットワークの構築・活用（科学者間、学際的、地域連携）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の発展にとって、学術と政府と産業界が連携していくことは大切。アカデミアが産業界、行政、地域社会と連携し、重要な領域横断的課題を力を合わせて解決するとともに、連携できる人材を育成する共創の場の整備は学術体制全体の課題として急務。 ○ 学際的プラットフォームの試みはすばらしい。この方向で進むと言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資する。 （学際的研究の推進、科学者の人材育成や科学者が現場で安心して研究に従事するための環境整 	

	<p>うことは、これからのあるべき道。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学際的な研究が非常に大事になるので、連絡会議など、それにしっかりと取り組むという姿勢は極めて重要。 ○ 地域の課題に学術会議はどのように取り組んでいくのか。地域の連携会員が地域大学と連携して、学術という切り口で、それぞれの地域をどう再生するかを提言するような活動が必要。 ○ 産業界としては、社会課題解決に向けて、学術会議を含むアカデミアとの連携が不可欠であると認識している。そのために、学術会議が産業界の課題をボトムアップで拾い上げることも重要。 ○ 予算は大幅な増額が必要だが、政府以外からの資金を獲得する努力もしてほしい。そのような努力をすることで、社会や産業界のニーズが分かるようになる。一方で、学術会議の重要なミッションは、学術のフロンティアの開拓。これら2つのミッションのバランスをうまく取って、活動することが重要。 ○ 国の中にいるよりは法人化したほうが、メディアとの連携や社会とのコミュニケーションがはるかにしやすくなるのではないかと。 	<p>備、分野・セクターを超えた地域連携、国民の科学リテラシー向上等に各主体と連携して取り組むことも望まれる。</p> <p>※ 国の人事・組織関係制度の制約から外れ、能力に応じた処遇や弾力的な人材登用が可能になるので、学術会議が自ら科学者のキャリアパスの一端を担う役割を積極的に果たしていくことも可能になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政府の一部であるよりは、メディアとの連携にも積極的に取り組みやすくなるのではないかと考えられる。 	<p>日本学術会議法【現行法】 第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。 一 (略) 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。</p>
--	--	---	--

(4) 国際活動			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際活動は、ナショナル・アカデミーとして最も重要な機能・役割の一つ。学術は一国単位に閉じるものではなく、日本と世界の学術の更なる発展を追求し、科学的助言を発するなど、社会課題の解決に貢献するため、世界的な交流と対話、問題解決への協力を進めている。学術のグローバルコミュニティにおいて日本のプレゼンスを高める努力をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学の発展並びに我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進める。 ・ そのために、国を代表するアカデミーとして、国際学術団体に加入することができる。 	<p>日本学術会議法【現行法】 第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。 一 (略) 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。</p> <p>第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。</p>

3. 機能・役割の発揮に必要な条件整備

(1) 会員選考			
<p>① 透明性の確保、新分野への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 究極的には学術会議の機能を発揮するのは会員なので、会員選考の在り方は重要。 ○ 会員が仲間内だけで選ばれる組織ではないことを担保しないと、国を代表する組織としての学術会議の正統性は担保されない。選考過程の透明性を十分に社会に示すことが必要。 ○ 会員選考のポイントは以下の2つ。①日本の学術を代表できる優秀な研究者を選ぶこと、②学問の進歩や社会の変化に応じて会員の陣容を変化させ、学術会議を進化させていく機会であるということ。 ○ 外部委員を一定数、会員の選考委員会に入れるとか、選考の評価をする際に外部の方にも入っていただいて、外部からの意見もしっかり取り入れていくと、社会に開かれた学術会議になるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員選考は、学術会議において独立して自律的に行う。 ・ 我が国の科学者を内外に代表する機関としての正統性及び国民の理解・信頼の観点から、透明かつ厳正なプロセスで選考。例えば、学術会議に選考助言委員会（仮称）（委員は会長が任命）を設置し、選考方針等の策定時に同委員会の意見を聴くこととする。 <p>選考過程の透明性を確保するため、現会員による複数回の投票なども検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関であることも踏まえ、高い透明性の下で厳格なプロセスを運用（透明性を確保するための制度的な枠組み）。 <ul style="list-style-type: none"> - 学術会議に、選考に係る規則の制定及び選考の際に意見を述べる選考諮問委員会を設置 - 選考諮問委員は、総合科学技術・イノベーション会議議員及び日本学士院の院長と協議した上で、学術会議会長が任命。 <p>日本学術会議法【現行法】 第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選考プロセスで選挙というプロセスがないのは日本だけ。選挙しないと透明性は保証できないのではないか。 ○ 英国のロイヤル・ソサイアティからも、候補者が適切かどうかをレビューするのが非常に複雑で難しいが、外部からの透明性を高めるために組織としてきちんと対応しなければならない、それは学术界としての役割なのだと聞いている。 		<p>日本学術会議法【現行法】(承前)</p> <p>2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。</p>
<p>② 会員に求められる資質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員の質がよくなないと、助言・提言を聞くほうもあまり乗ってこないと思う。 ○ 法人化するにしろ国の機関であるにしろ、国からの予算は必要なわけで、そういったある種の特権を維持するに当たっては、身分に伴う義務が生じるということは認識していただきたい。 ○ 会員は科学の分野において傑出した能力を示した人というのは第一義だが、少なくとも社会を背負っている意識、いつかは社会に貢献しようという気持ちがなければいけないと思う。それが見えるような会員選考をしていただきたい。 ○ 学術会議の会員になるのはPTAで役が当たってしまったようなものだという話を聞いたことがある。自分の組織、自分の会議なのだという意識を会員が持っているほうが、学術会議は役割を果たせるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた研究又は業績がある科学者であること。 ・ 異分野間をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力も必要。 <p>(国際的な研究活動の業績、行政、産業界等との連携による活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮することが望まれる。 <p>(学術会議の使命・目的についての深い理解や学術会議への帰属意識を有していることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた研究又は業績がある科学者であること。 ・ 異分野間をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力を有すること。 ・ 国際的な研究活動の業績、行政、産業界等との連携による活動の業績、研究成果の活用に関する業績その他の多様な業績を考慮し、先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるよう配慮。 <p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。</p>
<p>③ 会員構成のダイバーシティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済界や社会、省庁が学術会議に何を期待しているかを知るためには、産業界や国立研究開発法人出身の会員をもっと増やすべきであり、それによってもっと役に立つ提言ができるようになるだろう。 <p>(外国人会員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の立場に配慮した助言ではなく中立的な助言を求めるといのであれば、意見の多様性が有益であり、外国人会員も必要だろう。 ○ 外国人の研究者等を取り入れていくのなら、リーダーシップの機会を与えることも必要。お客さんではなく学術会議の一員として扱うために、正会員として採れる可能性についても議論していただきたい。 ○ 国際的な課題が非常に重要な中で、外国人正会員を導入する、または在外の日本人研究者を導入するというようなことも議論すべきではないか。 ○ (米国のアカデミーで会員選考を投票で行っているとのことだが、ダイバーシティの確保はどのようにしているのか、という問いに対し、) 米国では、アカデミーの構成員の間でも、社会にとって重要で意義のある組織でないと、社会の支持を失うという危機感が強い。ダイバーシティのない組織はもう駄目だという意識なので、会員自身が、推薦をしたり投票をしたりするとき、気をつけている。 ○ (米国では、正会員にするのと、審議に参画するだけというのとで、位置づけに違いはあるのか、という問いに対し、) 米国のNational Academyの外国人会員は、ノーベル賞級でないと外国人は 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人も会員として登用することが可能になる。(活動・運営に外部の目が入り、透明化・健全化につながる。グローバルスタンダードによる運営という観点からも望ましい。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考諮問委員会が、選考に係る規則の制定及び選考の際に意見を述べる。 ・ 会員は国家公務員であることから、現行制度上、外国人を会員とすることは困難。

	<p>なれない。外国人会員のほうが、国内会員よりも格が高いくらい。</p> <p>外国人の会員を入れるということは、アカデミーの運営に関して外からの目が入ることなので、アカデミーの運営の健全化やグローバルスタンダードによる運営という観点からも、よいことではないか。</p>		
<p>④ 会員の任期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任期の存在が会員の帰属意識などに関わっているのではないか。会員がもっと帰属意識を持った方が、学術会議は役割を果たせるのではないか。 ○ 6年という比較的短い任期の中でのコ・オプテーションは、人材の確保や新しい分野や多様性の取組にかなり難しいところがあるのではないか。 ○ 欧米のアカデミーは終身会員のところが多く、アカデミーの会員であることが自分のアイデンティティの一つになっている。そうすると、新しい会員を選ぶときに慎重かつ厳格、かつ、その新しい会員を付け加えることでクラブの価値が上がるという人を付け加えたいということになる。 ○ (会員選考に投票のプロセスを入れることとともに、) 会員の任期についても再考すべき。終身会員は難しいとしても、例えば、現在の6年の任期について、1回まで再選を認めるようにすると、最長12年なので、状況が改善される。 ○ 任期や定年、これは余りにも短いと考えている。 ○ 1つの専門分野からわずかな会員しか選べないため、ジェンダーや地域分布などを考えると実際上選考はかなり難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の任期、定年年齢、定員などについても検討する。 	<p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。</p> <p>4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。</p> <p>6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。</p> <p>7・8 (略)</p>
<p>(2) 会長選出</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通の特種法人のように法人の長が政府から任命されるということになると、独立した組織とする意味が薄れてしまう。 ○ 独立する場合にはこれまでとは違う仕組みの法人をつくる必要があり、会長の選出について、例えば会長は何段階かの会員の投票で選ぶとか、選考委員会を作ってその委員を会員の投票で選ぶとか、透明性を担保するための方法は幾つかある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長である会長の選出は、学術会議において独立して自律的に行う。 ・ 会長の選出は、我が国の科学者を内外に代表する機関としての正統性及び国民の理解・信頼の観点から、適切なプロセスで行われるものとする。 	<p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。</p> <p>2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(3) 財政基盤の充実</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ どういう組織になるにしても、学術研究というのはすぐに資金を調達できるものだけではないので、財政基盤についてきちんと国が役割を果たすべき。日本では寄附文化も育っていない。中立的な科学的助言をするためにも、国が必要な基盤を用意すべき。 ○ 基盤的・基礎的な、広い意味・長い意味で社会の役に立つ研究について、国がきちんとお金を出して、そういう研究をする下地、土台、財政基盤を作っておく必要がある。 ○ 財政基盤の多様化は必要。基礎研究を含む創発的研究は国費で進めるべきだが、従来の専門性だけでは解決できないような社会課題の解決に分野連携して取り組むことも必要であり、財政基盤の多様化の一例として、社会課題解決型の活動は依頼元企業からも資金提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制（事務局を含む）を整備する。 ・ 新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。 ・ その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。 	<p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。</p> <p>3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。</p>

	<p>(対価、寄附)を受けることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こういうやりたいことがある、それにはこのぐらいお金がかかる、というような提言が学術会議から出てきてほしい。今だと、お金がないから何もできないと言っているような気がしてしまう。 ○ 政府がこれこれのお金をあげるから、これこれをやれと言うべきかどうか分からない。組織体として何をやるべきか、何をやりたいのかという具体性のある提案が出てきて、それを資金的に支える在り方を有識者が考えるというのが基本的な姿勢なのではないか。ボールは学術会議の手にあるということしか言いようがない。 ○ 財政基盤については、各国のアカデミーと同じように、政府以外からも資金を獲得する組織を目指すべき。外部資金を獲得する努力を行うことで、政府や経済界などの正しいニーズを知ることができる。しかし、当面は外部資金を獲得するための活動費も含めて 100% 国から支援が必要だと思う。 ○ 政府からの支援に加えて、自らも獲得することのできる仕組みが必要だとは思いますが、寄附を頼むだけでなく、運用益を利用するための基金を増設できるよう、法整備することも重要ではないか。 ○ 学術会議の活動に対して産業界が寄附金を出したいと思わせるような組織を目指すべき。 ○ 複雑になっている社会的な責務、自律的に学術に貢献していく組織体の責務を引き受けることができるような組織体にすべきだが、今の資金では、そのような強い事務局組織をつくっていくことはできないのではないか。 ○ 法人化すると、例えば建物の管理なども含めて、当然ながら今以上に財源は必要になる。 		
--	---	--	--

(4) ガバナンスの強化

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人化した場合にその独立性・自律性をどう担保するかをもう少し明確にした方がいいと思うが、学術会議は政府から資金が提供されるので、最低限のオブリゲーションは必要と思う。具体的には、毎年度の活動計画の作成・報告と、活動成果に対する政府の評価は必要。さらに、業務執行状態を監査する監事もおくべき。 ○ 外部の組織になったときには、ミッションを委託したところが、自分たちが期待していることと合致するような成果を出してくれているのですかという評価は、当然、その2者間でなされることになるのだと思う。自律的な組織としては、社会におけるどのような組織体であってもごく自然な関係だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制を整備する。 ・ 例えば、組織の管理・運営、国民及び社会等との対話などに必要な知見を有する外部有識者を含む運営助言委員会(仮称)(委員は会長が任命)を設置し、必要な意見を述べることにより、会長及び幹事会/理事会による組織運営をサポートする。 ・ 例えば、監事や外部有識者による評価委員会(仮称)を設置し、活動・運営の透明性の向上や自律的な組織として必要なガバナンス体制の整備に資する。 ・ 運営・活動に関する重要事項の決定は、会員から構成される総会の議決を経る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術会議は、3年ごとに、6年間の中期業務運営計画を定め、公表する。業務については、具体的な目標及びその実施時期も定めることとする。 ・ 評価の基準や方法を明確にした上で、毎年度、運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表する。その際、外部の有識者の意見の聴取その他を実施するよう努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>日本学術会議法【現行法】</p> <p>第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。</p> <p>3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則(以下この章及び次章において「規則」という。)で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> </div>
--	---	---	---

			<p>日本学術会議法【現行法】(承前) 第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。</p>
(5) 事務局機能の強化			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学術会議には、レベルの高い助言機能が期待されることから、事務局機能と財政基盤の強化は必須。事務局機能については、支援部隊ではない学術会議の戦略部隊というべき部署を新たに設置する必要があるのではないか。 ○ 事務局機能の強化は絶対的に必要であり、博士を常勤にして学際的俯瞰的に議論していくようなことは学術会議でなければならない。この機会に新しく自分たちの中で変えていくという気概が必要。 ○ 経理、財務、営業などの部門はどうしても必要になってくると思うので、それはある程度長期的な視点でそのような部門を構築していけばいい。 ○ 産業界が任期付研究者や博士号を取得した研究者を、これまで以上に受け入れる体制をどう作るかを、学術会議にも考えていただきたい。 ○ 事務局機能の強化にしてみても、今の財政では厳しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な事務局体制を整備する。 ・ 事務局機能の強化については、企画機能・戦略機能の強化の要請も踏まえて検討する。(調査機能や法人運営に必要な専門性を有する職員の配置も重要である。) <p>(人事・組織関係制度に係る制約が外れ、能力に応じた処遇や弾力的な人材登用(博士号取得者等の積極的な採用など)が可能となる。)</p>	<p>日本学術会議法【現行法】 第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。 2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。 3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。</p>